

公文書の写しの交付に係る手数料表

公文書の種別	写しの交付の方法	手数料の額
1 文書、図画又は写真	(1) 複写機により用紙に複写したものの交付（(2)に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	(2) 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円
	(3) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）1枚につき100円に当該文書、図画又は写真1枚ごとに10円を加えた額
	(4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）1枚につき120円に当該文書、図画又は写真1枚ごとに10円を加えた額
2 フィルム	(1) 用紙に印刷したものの交付（(2)に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	(2) 用紙にカラーで印刷したものの交付	用紙1枚につき20円
3 電磁的記録（録音テープに記録されているもの若しくは音声ファイル又はビデオテープに記録されているもの若しくは動画ファイルを除く。）	(1) 用紙に出力したものの交付（(2)に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	(2) 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	(3) 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）1枚につき100円に当該電磁的記録1ファイルごとに130円を加えた額
	(4) 光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）に複写したものの交付	光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるものに限る。）1枚につき120円に当該電磁的記録1ファイルごとに130円を加えた額

備考

- 1 用紙に複写し、印刷し又は出力したものを交付する場合において、用紙の両面に複写され、印刷され又は出力されたものについては、片面を1枚として算定する。
- 2 用紙に複写し、印刷し又は出力したものを交付する場合において、日本産業規格A列3番を超える規格の用紙を用いたものについては、当該用紙を日本産業規格A列3番の大きさに分割して換算した枚数として算定する。